

広島県告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成二十三年十月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年五月十日農林水産省告示第六百七十六号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年七月九日農林水産省告示第五十四号（二に係るものに限る。）、平成三年十二月十三日農林水産省告示第四百五十一号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所並びに大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）